

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月19日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

【会社名】 日本郵政株式会社

【英訳名】 JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 長 門 正 貢

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)

【事務連絡者氏名】 専務執行役 市 倉 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0206

【事務連絡者氏名】 執行役 I R室長 鶴 田 信 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年11月27日に提出いたしました第15期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(5) 連結ソルベンシー・マージン比率の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(5) 連結ソルベンシー・マージン比率の状況

(訂正前)

保険持株会社としての当社の連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当第2四半期連結会計期間末における連結ソルベンシー・マージン比率は、694.4%となりました。

項目	前連結会計年度末 (百万円)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	19,014,779	19,968,415
資本金等	11,979,784	12,627,495
価格変動準備金	897,492	871,855
危険準備金	1,962,755	1,880,448
異常危険準備金		
一般貸倒引当金	360	339
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,164,450	3,422,299
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	162,606	352,749
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	257,681	233,549
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	589,649	580,213
保険料積立金等余剰部分	489,649	480,213
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
不算入額		
少額短期保険業者に係るマージン総額		
控除項目	—	969
その他		433
リスクの合計額 $\{ \{ (R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_8 + R_9 \}^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 \}^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	5,670,514	5,751,143
保険リスク相当額 R ₁	142,209	139,776
一般保険リスク相当額 R ₅		
巨大災害リスク相当額 R ₆		
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	59,172	57,038
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉		
予定利率リスク相当額 R ₂	141,866	139,318
最低保証リスク相当額 R ₇		
資産運用リスク相当額 R ₃	5,234,404	5,318,050
経営管理リスク相当額 R ₄	290,473	290,226
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1/2) × (B) } × 100	670.6%	694.4%

(注) 保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出し

ております。

(訂正後)

保険持株会社としての当社の連結ソルベンシー・マージン比率は、保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当第2四半期連結会計期間末における連結ソルベンシー・マージン比率は、694.4%となりました。

項目	前連結会計年度末 (百万円)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	19,013,897	19,968,415
資本金等	11,979,784	12,627,495
価格変動準備金	897,492	871,855
危険準備金	1,962,755	1,880,448
異常危険準備金		
一般貸倒引当金	360	339
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	3,164,450	3,422,299
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	162,606	352,749
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	257,681	233,549
負債性資本調達手段、保険料積立金等余剰部分	589,649	580,213
保険料積立金等余剰部分	489,649	480,213
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
不算入額		
少額短期保険業者に係るマージン総額		
控除項目	882	969
その他		433
リスクの合計額 $\{ \{ (R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_8 + R_9 \}^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 \}^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	5,669,162	5,751,143
保険リスク相当額 R ₁	142,209	139,776
一般保険リスク相当額 R ₅		
巨大災害リスク相当額 R ₆		
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	59,172	57,038
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R ₉		
予定利率リスク相当額 R ₂	141,866	139,318
最低保証リスク相当額 R ₇		
資産運用リスク相当額 R ₃	5,233,052	5,318,050
経営管理リスク相当額 R ₄	290,473	290,226
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1 / 2) × (B) } × 100	670.7%	694.4%

(注) 保険業法施行規則第210条の11の3、第210条の11の4及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。